

熊本県公報

号外 第 4 4 号
平成 27 年 10 月 13 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例	(人事課) 2
○熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(県政情報文書課) 3
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 5
○熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正す る条例	(男女参画・協働推進課) 6
○熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例	(下水環境課) 7

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(附則第 5 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県個人情報保護条例の一部改正【第 1 条】
 - (1) 特定個人情報の定義を定めることとした。(第 2 条関係)
 - (2) オンライン結合により個人情報の提供をすることができる場合に、法令等に定めがあるときを加えることとした。(第 9 条関係)
 - (3) 特定個人情報については、提供先に対する措置要求を行わないこととした。(第 1 2 条関係)
 - (4) 特定個人情報の取扱いについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによることとした。(第 2 章の 2 関係)
 - (5) その他規定の整理を行うこととした。(第 7 条関係)
- 2 熊本県個人情報保護条例の一部改正【第 2 条】
 - (1) 特定個人情報の実施機関内部における目的外利用の制限及び目的外利用をすることができる場合について定めることとした。(第 3 2 条の 3 関係)
 - (2) 特定個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求について定めることとした。(第 3 2 条の 4—第 3 2 条の 6 関係)
 - (3) 特定個人情報の訂正又は利用停止に係る他の法令等との調整等について定めることとした。(第 3 2 条の 7 関係)
 - (4) 番号利用法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第 3 5 条関係)
 - (5) その他規定の整理を行うこととした。(第 8 条、第 1 4 条、第 1 5 条、第 2 3 条、第 2 4 条、第 2 5 条の 4、第 2 5 条の 5、第 2 5 条の 8—第 2 8 条、第 3 2 条、第 3 2 条の 2、第 3 5 条関係)
- 3 熊本県個人情報保護条例の一部改正【第 3 条】
 - (1) 情報提供等記録の定義を定めることとした。(第 2 条関係)
 - (2) 情報提供等記録については、実施機関内部における目的外利用をできないこととした。(第 3 2 条の 3 関係)
 - (3) 情報提供等記録の開示請求及び訂正請求については、他の実施機関への事案の移送は行わないこととした。(第 3 2 条の 4、第 3 2 条の 5 関係)
 - (4) 情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要と認めるときには、

- 総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知することとした。(第32条の5関係)
- (5) 情報提供等記録の利用停止請求は、できないこととした。(第32条の6関係)
- 4 この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、それぞれに定める日から施行することとした。
- (1) 1 公布の日
- (2) 3 番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人に係る法人の事業税の徴収猶予の申請書及びその期間の延長の申請書の記載事項に法人番号を加えることとした。(第45条関係)
- 2 次に掲げる申告書等の記載事項に個人番号又は法人番号を加えることとした。(第56条、第72条、第77条、第107条の2、第115条関係)
- (1) 不動産取得税の申告書
- (2) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録申請書
- (3) ゴルフ場利用税の申告書
- (4) 自動車税の第2次納税義務の免除に係る申告書
- (5) 鉦区税の申告書
- 3 大気汚染防止法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(附則第8条の3、附則第9条関係)
- 4 この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。ただし、3は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

- 1 NPO法人環境ネットワークくまもとを熊本県税条例第30条第2項の条例で定める控除対象特定非営利活動法人とすることとした。
- 2 この条例は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

- 1 下水道法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第3条、第5条、第10条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第52号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定による障害共済年金(以下単に「障害共済年金」という。)又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「について障害厚生年金」とあるのは「について障害厚生年金又は

- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する改正前地共済年金の項中「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」を「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」に改める。
- （障害共済年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する改正前地共済年金の項中「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」を「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」に改める。
- （障害共済年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する改正前地共済年金の項中「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」を「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」に改める。
- （障害共済年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する改正前地共済年金の項中「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」を「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」に改める。
- （障害共済年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する改正前地共済年金の項中「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」を「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」に改める。
- （障害共済年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する改正前地共済年金の項中「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」を「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」に改める。
- （障害共済年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する改正前地共済年金の項中「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」を「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」に改める。
- （障害共済年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する改正前地共済年金の項中「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」を「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」に改める。
- （障害共済年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する改正前地共済年金の項中「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」を「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」に改める。
- （障害共済年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項第 5 号に規定する改正前地共済年金の項中「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」を「（被用者年金若しくは遺族厚生年金）」に改める。

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成 27 年 10 月 13 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 53 号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例
 第 1 条 熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 事業者に対する施策等（第 33 条・第 34 条）」を「第 2 章の 2 第 3 章 事業者に対する施策等（第 32 条の 2）に改める。
 第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。
 (2) 特定個人情報。個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報であるものをいう。
 第 7 条第 3 項中「は、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同項第 6 号中「もの」を「者」に改める。
 第 9 条第 1 項中「もの」を「者」に改め、同条第 2 項中「いずれか」の次に「（特定個人情報にあつては、第 1 号に限る。）」を加え、同項第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号を同項第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。
 (1) 法令等に定めがあるとき。
 第 12 条中「もの」を「者」に改め、「に個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加える。
 第 2 章の次に次の 1 章を加える。
 第 2 章の 2 特定個人情報に関する特例
 第 32 条の 2 特定個人情報の提供の制限その他の特定個人情報の取扱いについては、番号利用法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
 第 2 条 熊本県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。
 目次中「第 32 条の 2」を「第 32 条の 2-1 第 32 条の 7」に改める。
 第 8 条第 1 項中「ために、個人情報」の次に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「もの」を「者」に改め、同条第 2 項中「もの」を「者」に改める。
 第 14 条の見出しを「（開示請求をすることができる者）」に改め、同条第 1 項中「以下「自己情報」という」を「特定個人情報を除く。以下この節において同じ」に改め、同条第 2 項中「法定代理人（以下この節においてこの節において）」を加え、「（以下「開示請求」という。）」を削る。
 第 15 条第 1 項中「開示請求を」を「前条第 1 項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を」に改める。
 第 23 条の見出しを「（訂正請求をすることができる者）」に改め、同条第 1 項中「自己情報」の次に「（行政文書に記録されている自己に関する個人情報をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「（以下「訂正請求」という。）」を削り、同条第 3 項中「訂正請求」を「第 1 項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」

とする。
 (特定個人情報等の利用停止請求等)
 第32条の6 開示を受けた自己特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認め
 る者は、実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報の利用停止を請求するこ
 とができる。
 (1) 第7条第1項若しくは第2項の規定に違反して収集されたものであるとき、第
 32条の3の規程に違はしは保管され、又は番号利用法第20条の8に規定する特
 別個人情報は、若し特定の個人情報を提供されているとき、当該特
 別個人情報は、番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき、当該特
 定個人情報の提供の停止を請求する。この場合、前項の規定による停止の請求は、
 第25条の5第1項第2号の「提供先」とあるのは「提供先(情報提供等記録の訂正の
 実施をした場合であつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情
 報提供者又は情報提供者(当該訂正の実施機関以外のものに限る。))」
 として読み替へる。この場合、第25条の2第2項中「行政手続における特定の個人を
 識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)を改正する
 法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
 から施行する。」とあるのは「提供先(情報提供等記録の訂正の実施をした場合
 であつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報提供者又は
 情報提供者(当該訂正の実施機関以外のものに限る。))」として読み替へる。
 第32条の7 第3項第2号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の
 利用等に関する法律(平成25年法律第27号)を改正する法律(平成25年法律第
 27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。」とあるのは「
 提供先(情報提供等記録の訂正の実施をした場合であつては、総務大臣及び番号
 利用法第19条第7号に規定する情報提供者又は情報提供者(当該訂正の実施機
 関以外のものに限る。))」として読み替へる。この場合、第25条の2第2項中
 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平
 成25年法律第27号)を改正する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号
 に掲げる規定の施行の日から施行する。」とあるのは「提供先(情報提供等記録
 の訂正の実施をした場合であつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に
 規定する情報提供者又は情報提供者(当該訂正の実施機関以外のものに限る。
))」として読み替へる。この場合、第25条の2第2項中「行政手続における特
 定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)を
 改正する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
 から施行する。」とあるのは「提供先(情報提供等記録の訂正の実施をした場合
 であつては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報提供者又は
 情報提供者(当該訂正の実施機関以外のものに限る。))」として読み替へる。
 第32条の8 第1項中「定める特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以
 下この条において同じ。)」を加える。
 附則
 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
 該各号に定める日から施行する。
 (1) 第1条の規定 公布の日
 (2) 第3条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
 する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第54号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。
第45条第1項第1号中「及び名称」を「、名称及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人の番号（法人番号（同項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有しない者）に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第2項第1号中「及び名称」を「、名称及び法人番号」に改める。

第56条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名」に改め、「名称」の次に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者）を加える。」を加える。

第72条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名」に改め、「名称」の次に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者）を加える。」を加える。

第77条第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名」に改め、「名称」の次に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者）を加える。」を加え、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第107条の2第3項中「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 売主の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者）に改め、住所及び氏名又は名称）を加える。

第107条の2第3項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 買主の住所及び氏名又は名称）を加える。
第115条中「の各号」を削り、同条第1号中「及び氏名」を「、氏名」に改め、「名称」の次に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者）に改め、住所及び氏名又は名称）を加える。

附則第8条の3第2項第3号及び第9条第1項中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第8条の3第2項第3号及び第9条第1項の改正規定は、大气污染防治法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第45条第1項及び第2項（これらの規定を同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する同条第1項又は第2項の申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の熊本県税条例（以下「旧条例」という。）第45条第1項又は第2項（これらの規定を同条第3項において準用する場合を含む。）の申請書については、なお従前の例による。

3 新条例第72条第1項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項の登録申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第72条第1項の登録申請書については、なお従前の例による。

4 新条例第77条第2項第1号の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税に係る同条第1項の申告書について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税に係る当該申告書については、なお従前の例による。

5 新条例第107条の2第3項の規定は、施行日以後に行われる同条第2項の申告について適用し、施行日前に行われた旧条例第107条の2第2項の申告については、なお従前の例による。

6 新条例第115条第1号の規定は、平成28年度以後の年度分の鉾区税に係る同条の申告書について適用し、平成27年度分までの鉾区税に係る当該申告書については、なお従前の例による。

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第55号

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成26年熊本県条例第77号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

N P O 法人環境ネットワークくまもと

熊本市中央区大江本町6番24号

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第56号

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

熊本県流域下水道条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第25条の2第1項」を「第25条の10第1項」に改める。

第5条及び第10条中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。